

今年度（2020年）の主な変更点について

1. 学会年会費について

科研費では「当該学会の活動に参加することが、科研費の研究遂行のために必要であるならば可能です」と科研費FAQにあることから、「2020年度」より科研費からの支出を可能とします（2020年4月1日～）。

ただし、AMEDやNEDO等、一部の公的研究費では、その支出を認めていませんのでご注意ください。

科研費からの支出の際は、以下の例を参考にしてください。

* 年会費の期間が2020年4月1日以降が支払対象となります

①新規採択課題の場合

例1) 研究者が2020年3月に年会費を支払済みの場合、年会費の期間が2020.4/1～2021.3/31であっても支払いが採択前になるので支出不可。

②継続（基金・補助金）の場合

例1) 研究者が2020年3月に年会費を支払済みであっても、年会費の期間が2020.4/1～2021.3/31であれば支出可。

例2) 【基金】研究事業期間内（最終年度では無い）であれば、年会費の期間が2020.6/1～2021.5/31であっても全額支出可。

例3) 【補助金】年会費の期間が2020.6/1～2021.5/31の場合、2020.6/1～2021.3/31までの期間を今年度（令和2年度）の研究費から支出し、2021.4/1～5/31までを翌年度（令和3年度）の研究費で精算。※月割計算

③研究課題が最終年度の場合（基金・補助金）

* 研究事業期間を越えた部分は自己負担となります

【提出書類】

- ① 領収書（原本）
- ② 支払日の確認が出来る書類（振替受領証又は支払確認メール等）
- ③ 支払った年会費の期間および金額がわかるもの
- ④ 当該学会の活動に参加することが、科研費の研究遂行のために必要であることを確認させていただきます
- ⑤ 立替金請求書

【留意事項】

- * 配分機関によっては支出が認められない場合があります
- * 科研費が採択される以前に支払った場合は支出不可（対象外）となります
- * 研究事業期間を越えた部分は自己負担となります（最終年度はご注意ください）
- * 原則、研究者の立替払いをお願いします

2. 科学研究費交付前使用願いについて

科学研究費が交付される前までに発生した研究費については、東邦大学が「直接経費の交付内定額内」または「配分予定額の範囲内」で、補助事業の遂行に必要な額の立替払いを行います。

その際、「科学研究費交付前使用願」を、月ごとに学事統括部へ提出していただいておりますが、今年度から当該年度の最初の支出依頼の際に1枚ご提出ください。

* ルール変更に伴い、様式も変更しております（HP 更新済み）

※ 変更年月日：令和2年4月1日

【問合せ先】

学事統括部 研究支援課

TEL：03-3762-4151

（大森内線：2125・2186）

Mail：hojyokin@jim.toho-u.ac.jp